

「第 5 回公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」
以降における実施要項の変更点について

平成23年 4 月19日に開催した第 5 回公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会（以下、「技術検討会」という。）において審議された農業物価統計調査及び内水面漁業生産統計調査の実施要項（案）は、その後、統計部内の入札・契約手続審査委員会（4 月27日）や官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会（6 月17日）、官民競争入札等監理委員会（6 月27日）での審議を経て確定された。

なお、技術検討会以降の実施要項（案）の主な変更点は以下のとおり。（「○」は指摘事項、「→」は実施要項の変更点）

1 技術検討会での指摘事項及び変更点

- 民間事業者がより効率的なオンライン調査や郵送調査の割合を増やそうというインセンティブが働くような方法を検討できないか。（内水面）
→ インセンティブが働くよう、調査方法に関わらず、統一の単価を用いることとした。
- 民間事業者が調査客体数や単価の見積もりを行う上で過去の調査方法別客体数を提供することが必要ではないか。（内水面）
→ 平成19年から21年調査における調査方法別調査客体数を記載するとともに、今後 3 年間の予定調査客体数（想定される最大値）を記載した。

2 内閣府官民競争入札等監理委員会事務局からの指摘事項及び変更点

- 別紙 1（従来の実施状況に関する情報の開示）の委託費（22年調査の実績）において、調査全体に掛かる郵送料が一括計上されているが、第 2 期目においては、国が実額負担する郵送料を調査客体への送付及び調査客体からの回収に要した郵送料としたため、これに該当する郵送料の実績を記載すべき。
また、謝金については、実績に基づいた 2 通りの支払い方法別に記載されたい。（物価）
→ 指摘のとおり、修正した。
- 契約金の支払い回数（月）等を記載されたい。（内水面）
→ 支払い月及び割合（3 月：90%、8 月：10%）を記載した。

3 官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会での指摘事項及び変更点

- 技術検討会の構成委員である外部有識者と利害関係を有する事業者でないことを入札参加資格としているが、「利害関係」とは何かを明確にすること。(共通)
 - 入札参加資格を明確に規定する観点から、過去の事例も踏まえ、「利害関係を有する事業者」を、「資本若しくは人事面において関連のある事業者」と修正した。

- 別紙1(従来の実施状況に関する情報の開示)の「従来の実施に要した経費」のうち、委託費については、国が実施した平成21年度までは調査協力謝金のみ、22年度以降は民間競争入札により実施した委託費(調査協力謝金を含めた業務全体の費用)であることから、その違いが分かるよう整理すること。(共通)
 - 委託費については、計上した内容の違いが明確となるよう、「調査協力謝金」と「民間事業者委託費」に区分して記載した。